

平成26年6月5日(木)  
午後4時00分～ 奈良県庁第一応接室

## 第6回奈良県税制調査会資料

- ◆各委員からご寄稿いただいた論文について・・・・・・・・・・ 1  
各委員から概要ご説明
- ◆政府要望に向けた議論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5  
地方消費税の清算基準について  
地方法人課税について
- ◆今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- ※参考 昨年度の活動（これまでの税制調査会について）・・・・ 12



奈良県総務部税務課

## 各委員からご寄稿いただいた論文集について

平成26年5月までに、各委員から以下のとおり寄稿いただいているところ。  
今後、国等への税制改正要望、税務研修(県税職員、市町村担当者)や県政出前トーク等の資料とする。

- ◆地方自治体の社会保障財源としての地方消費税の清算基準のあり方  
……………上村敏之教授(関西学院大学経済学部)
- ◆地方分権後の地方政府における課税自主権……………城戸英樹准教授(奈良県立大学地域創造学部)
- ◆地方法人税改革……………佐藤主光教授(一橋大学政策大学院)
- ◆地方税改革の方向性……………鈴木将覚准教授(京都大学経済研究所)
- ◆地方消費税の清算による地域間格差への影響……………竹本亨准教授(帝塚山大学経済学部)
- ◆所得に対する住民税の課題……………林宏昭教授(関西大学経済学部)
- ◆地方税に関する徴税・納税制度と納税協力費に関する研究  
……………横山直子教授(大阪産業大学経済学部)

## 地方消費税の清算基準について(論文集)

先生方から論文の寄稿をいただいている中で、上村先生、竹本先生、鈴木先生、佐藤先生から地方消費税の清算基準についてご意見。概要は以下のとおり。

### 【上村先生】

#### ◆引上げ分の地方消費税

社会保障財源として位置づけるのであれば、引上げ分の清算基準には社会保障に連動した基準を採用することが必要なのではないか。

#### ◆岩手県と奈良県の主張をもとに考察

岩手県:「従業者数」を「人口」に置き換え。

奈良県:「65歳以上人口」、「18歳以上人口」で清算

#### ◆クロスボーダーショッピング問題

現行制度において、消費支出を基準とする統計はないが、近似するように清算基準を見直すことは可能。

(例:昼夜間人口割合を考慮)

### 【鈴木先生】

#### ◆地方消費税の問題について

□ 自治体間の税収格差は小さいが、都道府県間清算方法には以下の問題がある。

・清算基準は必ずしも最終消費にはなっていない。

・地方消費税引上げ分の使途が限定されているのに、清算基準に全く反映されていない。

□ 社会保障財源となる引上げ分については、高齢化要因を考慮に入れた基準に基づき地方に税収を分配するなどの対応が考えられる。重要なのは社会保障費を必要としているところに消費税収を充てること。

### 【竹本先生】

#### ◆「清算」は「清算」と言えるのか

購入された場所での消費額に応じた税額こそが唯一絶対の正しい地方消費税額という考えは誤り。

#### ◆県外消費の影響

人々の「所得と消費は等しい」。「消費」の定義は「消費を行った人の住所地の消費」でなければならないのに現在の清算はそのようになっていない。

#### ◆市町村への交付金

人口と従業者数が全く同じ市町村でも、所在都道府県が異なれば交付金額は大きく異なるが、これは公平という大原則に反している。

#### ◆政策提言

市町村交付金は、地方交付税制度との整合性等から、現状の様なシンプルな方がよい。

都道府県清算は、その地域に住む人々の消費額に基づいた方式に変更する方が望ましいが統計がない。そのため、直接的に所得を反映した基準に変更すべき。(例:道府県民税所得割、人口&従業者数)

### 【佐藤先生】

#### ◆地方税としての地方消費税のジレンマ

(①自主財源、②引上げ分(社会保障財源))

・社会保障目的を掲げつつ、その自主財源としての性格と最終消費地に拠る配分基準を維持することには論理的に無理がある。

## 地方法人課税に関して、鈴木先生、佐藤先生からの論文概要

### 【鈴木先生】

- ◆ 現在の地方法人税(※)は、地方税原則の多くを満たしていない。
  - ・地方法人税の真の負担者と公共サービスを楽しむ居住者が一致する保証はない。つまり、地方法人税の真の負担者と公共サービスを楽しむ居住者が異なるのであれば、地方法人税は応益原則を満たさない。  
(※)地方法人税：平成26年度税制改正において新設された国税ではなく、法人に対する地方税全般。この頁内同じ。
  - ・課税ベースの高い移動性、税収の安定性、税収格差の観点からも、地方法人税は相応しくない。
- ◆ 固定資産税は、応益性や累進性の面で望ましい性質を持っているが、負担者の移動性や土地以外の課税対象については、一部課税ベースの移動性に配慮した課税のあり方の検討が必要。
- ◆ 地方消費税の問題について(再掲)
  - 自治体間の税収格差は小さいが、都道府県間清算方法には以下の問題がある。
    - ・清算基準は必ずしも最終消費にはなっていない。
    - ・地方消費税引上げ分の使途が限定されているのに、清算基準に全く反映されていない。
  - 社会保障財源となる引上げ分については、高齢化要因を考慮に入れた基準に基づき地方に税収を分配するなどの対応が考えられる。重要なのは社会保障費を必要としているところに消費税収を充てること。

### 【佐藤先生】

- ◆ 一体改革で残された課題(再掲)
  - ・地方税としての地方消費税のジレンマ(①自主財源、②引上げ分(社会保障財源))
  - ・社会保障目的を掲げつつ、その自主財源としての性格と最終消費地に拠る配分基準を維持することには論理的に無理がある。
- ◆ 地方法人課税の課題
  - ・地方税制(税収の不安定、税源の地域間偏在、地域住民のコスト意識の欠如)
  - ・グローバル経済(国際的に高い実効税率)
- ◆ 課税の誘因効果と帰結
  - ・納税者各々は、自身の負担を抑えるように誘因づけられ、課税は人々の勤労や投資の誘因にも影響する。
  - ・それによる逸失利益は、しらずと経済の活力を奪っていく。さらに他社への転嫁にもつながり、最終的には、税を負担するのは、労働者や消費者などの生身の人間である。
- ◆ 地方税改革の具体案とその試算
  - ・これまでの高い法人課税依存など、我が国の地方税は経済成長に依存した仕組みであったが、経済成長を当然視する時代はとっくに過ぎている。
  - ・今後は、成長に支えられる税制から、これを支える税制への転換が求められている。
  - ・応益課税は、企業課税ではなく広く薄い課税を原則に地域住民課税に徹するべき。

### 地方消費税、地方法人課税以外のテーマで寄稿いただいた論文概要

#### 【城戸先生】

- ◆ 地方の課税自主権の状況について
  - ・制度的制約と政治的要因
  - ・超過課税と法定外税

#### 【林先生】

- ◆ 所得割の個人住民税について
  - ・現状把握と多方面からの課題の提起
    - 比例税ではあっても所得の偏在状況だけでなく、所得控除後の課税標準の偏在を反映しており、課税最低限のない消費税よりも偏在度は高くなるが、これは担税力としての課税標準のばらつきを示すもの。
  - ・個人住民税の課題(課税対象と税率、金融資産からの所得、課税タイミング等)について、今後検討すべきと考えられることを示唆。

#### 【横山先生】

- ◆ 徴税・納税制度と納税協力費について
  - ・納税協力費と納税意識の考察及び各税目間の比較(住民税及び地方消費税)

# 論点整理表【税源の偏在(格差)是正】政府要望へ向けて

## 昨年度の政府要望(地方税改革に関する4つの要望)

### 【地方消費税の清算基準の見直し】

〈1〉社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について  
地方消費税の引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

### 〈2〉現行の地方消費税の清算基準の見直し

人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

### 【地方法人課税の検討】

### 〈3〉地方法人課税と地方消費税の税源交換

地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

### 〈4〉地方法人特別税制度の維持

地方法人特別税制度は当面維持すること。

## 要望事項の論点

### 地方消費税関係

- 清算基準は、従来通りの主張でよいか
- 都道府県の清算は税制度のルールで、市町村の配分は配分のルールで、という考え方について(根拠法令は地方税法)
- 経済センサスの活用にかかる留意点

### 地方法人課税関係

- 地方法人課税改革は、地方の税源の偏在(格差)是正が目的であるが、地方法人特別税制度の代替制度としての地方法人税(国税)について
- 地方交付税で配り直すことは、本来の税制度としては、偏在(格差)是正したことにはならないという考え方について

## 奈良県の主張(案)

- ① 地方消費税の清算基準は、実情にあったものとする。  
(引上げ分については高齢者人口等、現行分については最終消費地と税の帰属地の不一致を解消させるため、人口割合を引き上げること。)
- ② 地方法人特別税を廃止の際は、地方法人税の是非も含めた地方法人課税のあり方を見直し、税源の偏在性を是正すること。



# 地方法人課税について(法人税改革の動向)

法人実効税率は、以下の式のとおり算出される。

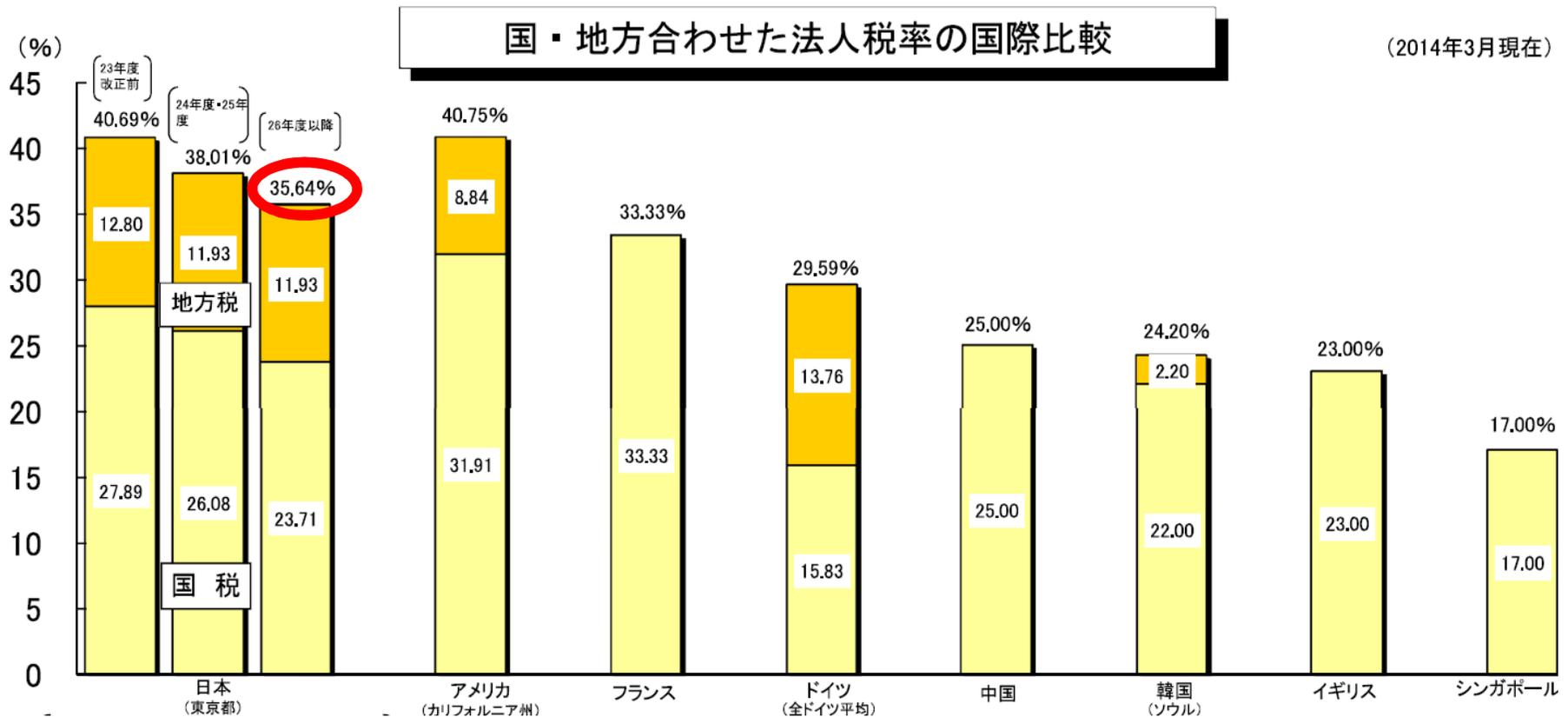
現行制度では、法人税(A)と法人住民税(B)が連動しており、実効税率引下げのために法人税率を単に引き下げることにより、地方財政に大きな影響をもたらす可能性がある。

「法人実効税率(R)

$$= (\text{法人税率}(A) + (A) \times \text{法人住民税率}(B: \text{法人県民税} + \text{法人市民税}) + \text{法人事業税率}(C: \text{法人事業税} + \text{地方法人特別税})) / (1 + (C))$$

東京都の例:  $R = (\text{法人税率}(25.5\%) + (25.5\%) \times \text{法人住民税率}(6.0\% + 14.7\%) + \text{法人事業税率}(3.26\% + 4.29\%)) / (1 + 7.55\%) = 35.64\%$   
 ※ここで、法人実効税率を25%以下にしようとするれば、

$R = (\text{法人税率}(16.0\%) + (16.0\%) \times \text{法人住民税率}(6.0\% + 14.7\%) + \text{法人事業税率}(3.26\% + 4.29\%)) / (1 + 7.55\%) = 24.98\%$   
 と、法人税率を16%程度まで下げる必要があるが、連動して法人住民税収も減収となる。(16.0/25.5=62.7%)



# 地方法人課税について(法人税改革の動向)

平成26年5月19日、全国知事会(石井富山県知事(地方税財政常任委員会委員長))、及び平井鳥取県知事(地方税財政常任委員会副委員長)が、「法人実効税率の見直しに関する提案」について、新藤総務大臣に要請活動を実施。

## 法人実効税率の見直しに関する提案

現在、経済財政諮問会議や政府税制調査会等において、法人実効税率のあり方について検討されているが、この見直しに当たっては、特に下記の事項に留意していただきたい。

### 1 法人実効税率を引き下げられる場合の代替措置について

- 国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日 経済財政諮問会議)」においては、今後10年の名目GDP成長率を3%程度と見込んでもお国と地方のプライマリーバランスの黒字化が困難であるとされている。
- さらに、今後の人口減少、高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源である法人課税の見直しは、地方財政に深刻な影響を与えることが懸念される。
- また、地方法人課税は、法人がその事業活動において、地方公共団体の行政サービスの提供を受けていること、地域社会の費用について法人もその負担を担うべきという観点から課税されているものである。
- このため、国・地方を通じた法人実効税率の引下げの検討等を行う場合には、法人関係に係る政策減税の大幅な見直しによる課税ベースの拡大等により、地方交付税原資の減収分も含め必要な地方税財源を確保することを併せて検討し、地方の歳入に影響を与えることのないようにすべきである。
- 代替措置については幅広く検討すべきであるが、平成27年10月に予定されている消費税・地方消費税率10%への引上げという状況を踏まえると、個人住民税や固定資産税の税率引上げは住民理解を得ることが困難で、現実的な措置ではない。代替措置の検討に当たっては、租税特別措置の見直しをはじめ課税ベースを拡大することにより、可能な限り「法人課税の中での税収中立」を優先すべきである。

### 2 外形標準課税の拡大について

- 法人事業税は、法人が地方団体の行政サービスの提供を受けていることから、法人が行う事業活動の規模に着目して課税するものであり、応益性の原則から見て外形標準課税は法人事業税の課税方式として望ましいものである。
- 法人事業税の外形標準課税は、法人の事業活動の規模、すなわち事業活動価値等に応じた薄く広い課税により公平性を確保するとともに、応益課税としての税の性格を明確化し、税収を安定化させる機能を持つものである。  
また、外形標準課税は、努力をして成果を上げてきた企業にとっては、法人所得に係る税負担が軽減される効果を持ち、新規投資や新分野への進出の促進による経済の活性化が期待できることから、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)が目指す方向性と軌を一にするものであり、拡大していく方向で検討すべきである。
- なお、諸外国においても、イタリア、フランス等では、現在でも付加価値に対する課税として、地方税に外形標準課税を導入している。

- 付加価値割による外形標準課税の拡大は、
    - ・ 法人が単純に給与を削減しても、その分単年度損益が増えるだけで、結果として課税標準である付加価値額は変化しないこと
    - ・ 付加価値額は「雇用安定控除」の仕組みにより、同じ売上ならば雇用や給与水準が大きい方がむしろ税負担が抑制されることなどから、賃金や雇用に悪影響を及ぼすことはなく、経済成長とその成果を賃金に反映させる政府の経済対策の考え方に沿ったものである。
  - また、中小法人(資本金1億円以下)への外形標準課税の拡大については、今回の法人税改革は法人の国際競争力の強化等の観点から議論が行われていること、中小法人の経営に対する配慮から中小法人に係る現行の税率は低く設定されていることなどを踏まえて、慎重に検討する必要がある。
  - こうしたことから、応益性の強化、税収の安定化のために、まずは既に外形標準課税が導入されている資本金1億円超の法人に対する付加価値割の比重を高めることを優先して検討すべきである。
- ### 3 法人事業税及び固定資産税の損金算入について
- 法人が納付する租税公課は、国税・地方税を問わず企業会計上は一般に費用として経理されるものである。
  - 法人事業税は、その一部が所得への課税となっているものの、法人が行う事業そのものに課される税であり、法人がその事業活動を行うに当たって地方団体の各種の行政サービスの提供を受けていることから、これに必要な経費を分担すべきであるという考え方に基いて課税されるものであり、法人所得計算において損金に算入されているのは、こうした法人事業税の性格を踏まえたものである。
  - また、固定資産税は、資産の保有と行政サービスとの受益関係に着目し、資産価値に応じて応益的に課税する財産税(物税)であり、こうした性格を踏まえて同様に損金に算入されている。
  - 法人実効税率引下げの代替財源として、法人事業税や固定資産税の損金算入の廃止が検討されているが、応益課税としての性格に反するのではないかと懸念されることから、その取扱いについては慎重に検討すべきである。

平成26年5月19日

全国知事会 会長  
京都府知事 山田 啓二

全国知事会 地方税財政常任委員会委員長  
富山県知事 石井 隆一

## ◎中小課税強化、なお隔たり＝法人減税の代替財源—政府税調

政府税制調査会(首相の諮問機関)は16日、法人税改革に関する検討グループの会合を開いた。法人実効税率の引き下げで委員の意見は一致しており、税収減を穴埋めする代替財源について詰めの議論を行った。中小企業への課税強化に関してはなお意見の隔りがあるが、大田弘子座長(元経済財政担当相)は、月内にも開く次回会合で報告書案を取りまとめる方針だ。

代替財源を確保する方策に関しては、特定業界向けの優遇税制「租税特別措置(租特)」や減価償却制度などを見直す方向で一致した。

中小企業への課税強化では、資本金などの規模に応じて課税し、赤字企業も納税義務を負う「外形標準課税」の見直しなどを検討している。ただ、外形標準課税の中小企業への適用拡大については、「地域経済を支える中小企業の経営を圧迫する」などと反対意見が根強く、中小企業に対する法人税の軽減措置の見直しに関しても「段階的に取り組むべきだ」といった慎重な意見が多い。

一方、見直しの方向が固まった租特は、研究開発や特定の投資などに適用される期限付き減税制度。減税規模は年間1兆円を超えるが、化学・医薬など一部業界の恩恵が大きいと指摘されていた。検討グループでは、今の租特を現行期限で原則廃止するべきだとの意見で一致した。

また赤字に陥った企業が、翌年度以降の利益から赤字を差し引いて納税額を減らせる「繰り越し控除制度」の縮小も確認。赤字を繰り越せる年限を現行の9年から延ばす代わりに、利益から毎年差し引ける額を引き下げる考えだ。

企業が設備投資費用を数年に分けて損金に算入できる減価償却制度は、投資直後に支払う法人税をより少なくできる「定率法」を廃止し、一定額を毎年計上する「定額法」に一本化する方針だ。

出典:H25.5.16 官庁速報

## 政府税調の主な代替財源案

ほぼ一致	租税特別措置	期限切れで原則廃止
	赤字の繰り越し控除	期間延長と控除額縮小
	減価償却	毎年一定額を損金算入
	公益法人の優遇	収益事業の範囲拡大
対立残る	中小企業の減税	一律優遇を見直し?
	外形標準課税	中小企業にも適用?

### ◎外形標準課税の拡大が軸に＝法人実効税率下げの財源―政府税制調査会

政府税制調査会(首相の諮問機関)は、近くまとめる法人税改革に関する報告書で、法人実効税率の引き下げに向けた代替財源の選択肢を提示する。地方税の関係では、資本金1億円超の企業を対象に導入している法人事業税の外形標準課税の拡大を有力な選択肢として打ち出す。年末の2015年度税制改正の議論で大きな焦点となりそうだ。

04年度から導入された外形標準課税は、人件費など企業の規模に応じて課税する「付加価値割」と、資本金などの額によって課税する「資本割」で構成。法人事業税の4分の1を占める。従来の「所得割」に比べて、景気の変動による影響を受けにくいと、自治体にとって安定した税収確保が期待できる。

外形標準課税の拡大について政府税調は、付加価値割の比重を高めることや、資本金1億円以下の企業にも負担を求めるといった考え方を報告書に盛り込む見通しだ。

今回の法人税改革をめぐる政府税調は、負担が一部の黒字企業に偏っている現状を見直し、「広く薄く」負担を求める形へと課税ベースを広げる方向性を示しており、外形標準課税の拡大はこうした方向性に合致。所得割の縮小に伴い実効税率を一定程度引き下げる効果も生まれるほか、地方税収の偏在是正にも役立つことから、財源として「最も筋がいい」(政府関係者)とみられている。

ただ、赤字企業も納税義務を負う外形標準課税の拡大には、中小企業を中心に反対の声がある。特に1億円以下の企業に課税対象を広げることについては全国知事会なども慎重な検討を求めており、実施する場合は、時期などで一定の配慮が必要となる可能性がある。

また、報告書には、代替財源を法人税以外にも幅広く求める観点から、固定資産税や個人住民税の引き上げの検討も明記される見通しだ。しかし、消費税率10%への引き上げを予定する中、「現実的な措置ではない」(全国知事会)との見方が多く、中長期的な課題にとどまりそうだ。(了)

出典:H25.5.26 官庁速報

# 今後のスケジュール

時期	税制の偏在(格差)是正		本県の自主的な税制	
	地方法人課税関係	地方消費税関係	課税自主権の活用(自動車税)	
国の動向等	法人減税の議論とともに、政府税制調査会、与党税制調査会等で議論。	(総務省)H24経済センサス活動調査に基づく清算基準への反映を検討中。(小売年間販売額・サービス業対個人事業収入額)	H26秋までに、5省庁横断の自動車税検討会による議論が進む。	
5月	論点整理	論点整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>■現状把握                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・税収分布</li> <li>・障害者等級比較</li> </ul> </li> <li>■庁内関係課と意見交換</li> <li>■全国状況調査</li> </ul>	
6月	6/5 第6回 税制調査会			
6月議会	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		
7月	7/中旬 政府要望			
8月				
9月				第7回 税制調査会
9月議会				
10月	第8回 税制調査会			■自動車税改正検討会(5省庁)での検討状況を踏まえ、条例改正骨子の提起
	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理	ご意見を踏まえて 論点整理・データ整理		
11月	第9回 税制調査会			■御議論を踏まえて、条例改正案の策定
	政府要望			
12月議会			議会報告(総務警察委員会)	
12月	12月中旬 H27与党税制改正大綱発表			
1月			■奈良県税条例の改正	
2月				
2月議会			条例改正案議会提出	
3月	第10回 税制調査会			

## 昨年度の活動(これまでの奈良県税制調査会について)

### 第1回 税制調査会(平成25年3月26日)

県勢の状況、県税の状況等をふまえ、本県税制度のあり方を検討するための調査会のキックオフ。  
以下のテーマについて検討を開始。

- ◆税源の偏在(格差)是正
  - ・地方法人課税関係(地方法人特別税・譲与税制度)
  - ・地方消費税関係(清算基準(現行分、税率引き上げ分))
- ◆本県の自主的な税制
  - ・課税自主権の活用(産業廃棄物税の見直し 等)
  - ・減免・課税免除制度の見直し(自動車税身障者等減免 等)

### 第2回 税制調査会(平成25年6月13日)

税源の偏在(格差)是正について、奈良県として主張すべき論点を以下の2点に集中して議論。

- ◆地方消費税の清算基準における課題
- ◆地方法人課税に関する課題

### 「地方税改革に関する4つの提言」発表(平成25年6月26日)

この提言を受けて、7月の政府要望に反映。

### 第3回 税制調査会(平成25年9月12日)

以下の2点について議論・意見交換

- ◆産業廃棄物税の見直しについて
- ◆税制をめぐる最近の動き

### 研究会(平成25年10月10日)

自民党政務調査会 馬場氏をお招きし、与党税制改正大綱や税制度党についてのお話しをいただいた。

### 第4回 税制調査会(平成25年11月14日)

- ◆「産業廃棄物税について(答申)」
  - ・所要の検討を行う必要な措置についての提言をいただく。
- ◆自動車税制度改革について
- ◆地方法人課税改革について

### 第5回 税制調査会(平成26年3月6日)

- ◆平成25年度の検討結果の報告(新年度予算への反映)
- ◆平成26年度の検討事項

# 政府要望について 地方税改革に関する4つの提言

## 地方税改革に関する4つの提言

平成25年6月26日  
奈良県税制調査会

少子高齢化という大きな社会構造の変化の下、地方政府が住民から求められる役割を適切に果たすためには、急速に進む高齢化による社会保障の財政需要の増嵩に対応するため、税収が安定的で、税源の偏在性が小さい地方税財源の充実が不可欠である。

特に、個別の税目では、地方法人課税については、地方の基幹的税目でありながら、景気に左右されやすく、また最も地域間格差が大きい税目という問題を抱えている。

※ 地方法人2税については、例えばリーマンショック前後（平成20年度と21年度の比較）では▲44%の減収となった他、平成23年度決算における都道府県別人口1人あたりの税収額で最大5.3倍の格差が認められる。

このような状況の下、今般の消費税率の引き上げにあたっては、比較的偏在性の小さい地方消費税について、1.2%の税率引き上げを行うこととされたところであるが、これを機会として、地方消費税について2つ、地方法人課税について2つ、合わせて地方税改革に関する4つの提言を行うものである。

※ 今般の消費税法等の改正にあたっては、「税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する」ことが、速やかに必要な措置を講ずる事項として法律に盛り込まれた（消費税法改正法第7条五ロ）ところ。

### <第1の提言－社会保障目的となる地方消費税の清算基準の見直し>

まず、今般の地方消費税率の引き上げ分については、社会保障4経費（年金、医療、介護、少子化対策）等に充てることとされている（社会保障目的税化）。社会保障の給付に大きな役割を担っている地方政府が財政責任を果たす、すなわち住民に税率引き上げの説明責任を果たすためにも、引き上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすべきである。

この場合、最終消費支出と地方消費税収が異なる配分となることから、地方消費税率の引き上げ分は「地方共同税」（地方税の一部を地方共通課題のための共通財源と位置づけ調整する仕組み）として位置づけることが考えられる。

### <第2の提言－現行の地方消費税の清算基準の見直し>

現行の地方消費税は、その清算基準が供給側の統計に依っていることから各地方の最終消費支出と清算後の地方消費税収は乖離が生じている。したがって、清算基準を最終消費支出の実態に合わせるべく、人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すべきである。併せて地方消費税は地方固有の税であるとの性格を明確にし、地方全体で説明責任を果たすべきである。

※ 例えば、奈良県では県外購入割合が15.9%と全国1位となっており、その内訳も身の回り品、化粧品などの「その他の消費支出」や「被服及び履物」の比率が高くなっているなど、供給側の統計では正確な最終消費地の把握は困難と考えられる。

### <第3の提言－地方法人課税と地方消費税の税源交換>

次に、安定性を欠き偏在性が高い現行の地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化（税源交換）することを検討すべきである。

その際、税源交換による地方消費税の税率は法人税の景気変動を十分考慮したものにするとともに、引き上げ分については、社会保障の財政需要の増嵩という地方における財政需要を踏まえて社会保障財源化することも検討が必要である。

### <第4の提言－地方法人特別税制度の維持>

また、今般の地方消費税率の引き上げについては、社会保障目的税としての性格を別としても、税源偏在の是正効果は不十分であることから、「税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置」とされている地方法人特別税制度は当面維持されるべきである。将来的には、普遍性の高い地方税体系の実現に合わせてそのあり方を検討すべきである。

この提言をもとに、平成25年7月10日  
及び平成25年11月20日、関係省庁に  
対し要望活動を実施

# 政府要望について 地方税改革に関する4つの要望

## 地方税改革に関する4つの要望

【提案要望先】 総務省、財務省

平成25年11月

### 奈良県の提案要望

● 地域間の税収格差の是正等を図るため、関係法令を改正し、以下の事項を推進されることを提案する。

#### 〈1〉 社会保障目的となる地方消費税(引上げ分)の清算基準について

地方消費税の引上げ分については、地方の社会保障経費を反映する高齢者人口等を清算基準とすること。

#### 〈2〉 現行の地方消費税の清算基準の見直し

人口基準の比率を高め、県外消費支出を考慮した清算基準に変更すること。

#### 〈3〉 地方法人課税と地方消費税の税源交換

地方法人課税については国税化し、国の消費税については地方消費税化する税源交換について検討すること。

#### 〈4〉 地方法人特別税制度の維持

地方法人特別税制度は当面維持すること。

○奈良県税制調査会(平成25年3月設置)

奈良県の税制のあり方を検討する「奈良県税制調査会」を設置。税源の偏在(格差)是正などについて平成25年6月26日付けで「地方税改革に関する4つの提言」をいただき、この要望に反映。

(五十音順)

氏名	所属・職名
上村 敏之	関西学院大学経済学部 教授
城戸 英樹	奈良県立大学地域創造学部 准教授
佐藤 主光	一橋大学大学院経済学研究科、国際・公共政策大学院 教授
鈴木 将覚	京都大学経済研究所 准教授
竹本 亨	帝塚山大学経済学部 准教授
林 宏昭(座長)	関西大学経済学部 教授(副学長)
横山 直子	大阪産業大学経済学部 教授

## 地方消費税の清算基準における課題

### 〈1〉 引上げ分の清算基準(案)

配分(案)	65歳以上人口	3/4	→	市町村への交付基準	人口のみ 1/1
	18歳以下人口	1/4			

うち1/2を市町村へ交付

引上げ分は、社会保障施策に要する経費に充てるものとされていることから、市町村への交付基準が人口とされていることも踏まえ、「高齢者人口等」を清算基準とすること。

### 〈2〉 現行の清算基準

奈良県の1世帯当たり消費支出は全国3位であるにもかかわらず、清算後の1人当たり地方消費税額は全国最下位レベル

→「最終消費地と税の帰属地の不一致」

現行の清算基準が供給サイドの統計数値であることが影響

※1人当たり地方消費税額の格差(都道府県間清算後)  
 ・平成23年度 東京都 27,872円、奈良県 15,269円(格差 約1.8倍)  
 ・平成22年度 東京都 31,012円、奈良県 15,819円(格差 約2.0倍)  
 ・平成21年度 東京都 25,458円、奈良県 15,166円(格差 約1.7倍)

清算基準	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数	→	人口	従業者数
(割合)	6/8	1/8	1/8	1/8		1/2	1/2

うち1/2を市町村へ交付

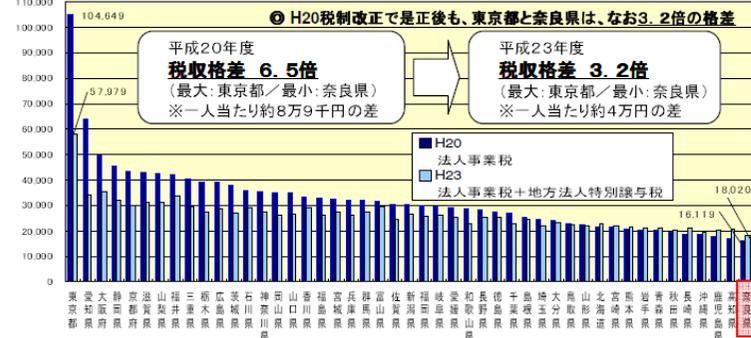
拡大

## 地方法人課税における課題

### 〈3〉 税源交換について

現行の地方法人関係税は、安定性を欠き偏在性が高い。

#### ＜法人事業税(地方法人特別税)1人当たり税収＞



### 〈4〉 地方法人特別税制度の維持について

今般の地方消費税率の引き上げについては、税源偏在の是正効果は不十分である。

【県担当部局】 総務部税務課

# 産業廃棄物について(答申)

## 産業廃棄物税について(答申)

平成25年11月14日  
奈良県税制調査会

奈良県産業廃棄物税は平成16年4月に導入された法定外目的税である。導入にあたっては「経済的手法として『産業廃棄物税』を導入することにより、循環型社会の形成を目指し、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量等の施策の一層の推進を図ること」を目的とし、課税を行う期間としては「特に定めないが、条例施行後5年を目途として、条例の施行状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要な措置を講ずる」こととされている。

そこで、条例施行後10年目を迎える本年、所要の検討を行い必要な措置について提言を行うものである。

### <産業廃棄物税の評価について>

奈良県内の産業廃棄物排出量は平成22年度実績1,539千トン(平成24年度推計値で1,544千トン)、最終処分量は平成22年度実績74千トン(同74千トン)となっており、平成17年度実績のそれぞれ1,696千トン、99千トンから産業廃棄物排出量は約9%、最終処分量は約25%の削減となっている。

他方、再生利用率(平成24年度推計値47.8%)については、平成17年度とほぼ同率で推移しており、全国平均値も下回っている状況にある。

これらの実績から、産業廃棄物税の導入及び使途事業の実施効果としては一定の成果が得られていると認められるが、なお一層の産業廃棄物の排出抑制、特に再生利用を図るため、産業廃棄物税及び使途事業は引き続き継続することが適当である。

※ 産業廃棄物排出量等の動向については、産業廃棄物税を導入していない大阪府からの産業廃棄物の搬入が認められるなど、産業廃棄物税以外に、県内最終処分場の施設数及び埋立容量の減、企業間の取引事情など他の要因も少なからず影響していることが推測される。

※ また、産業廃棄物税の産業廃棄物処理に係る経費に占める割合は、導入当初は大阪湾広域臨海環境整備センターにおける埋立処分料金との比較より、10%~20%と推計されていたが、同施設の埋立処分料金は現在大幅に引き上げられており、この割合は縮小傾向にあると考えられる。

### <産業廃棄物税の課税方式について>

奈良県では、最終処分業者特別徴収方式を採用している。その類型である焼却処理・最終処分業者特別徴収方式を採用している県を含めれば、産業廃棄物税を導入している大半の道府県において同じ方式が採用されているが、近隣では排出事業者申告納付方式を採用している県もある。

この排出事業者申告納付方式については、排出抑制のインセンティブがより

働くとの指摘もあるが、排出事業者が意識するものは排出コスト全体であり、税額単体の意識の有無によりインセンティブが変わるものではない。むしろ、徴税は簡素であるべきとの原則に立って、引き続き最終処分業者特別徴収方式を採用することが適当である。

※ 排出事業者申告納付方式をとる滋賀県における産業廃棄物の最終処分目的による移動量を見ると、平成20年度以降、年によって増減はあるもののほぼ横ばいとなっている。

### <産業廃棄物税の税率について>

奈良県では、産業廃棄物税の税率を1トンあたり1,000円としており、これは、産業廃棄物の排出抑制を推進するという観点と、産業廃棄物の他府県への流出を抑制するために考慮する必要がある他府県税率とのバランスの観点から決められたものである。

※ 導入当初より「特定事業を実施するための所要財源の確保の観点」は重視しないこととされ、総務省との協議においても財政需要については特段の見込みは立てていない。

税収は通減(毎年前年比1割程度縮小)しており、平成21年度からは使途事業費が税収を上回る状況となっている。そのため、税率の引き上げについても検討の余地はある。他方、産業廃棄物の排出抑制の観点からは現在も一定の効果が認められること、他府県との均衡に配慮が必要であること、現時点でもなお過去の税収からなる基金積立金の残額があること等を考慮すると、税率は現行のまま据え置き、今後5年間において税収と基金積立金の範囲内で使途事業費を賄うべく、使途事業の見直しを行うことが適当である。

### <産業廃棄物税の使途事業について>

産業廃棄物税の使途事業費の実施効果については一定の効果が認められるが、平成21年度以降は、使途事業費が税収を上回り、これを賄うために基金積立金の一部を充当している状況である。

このため、税率の検討において指摘したとおり、使途事業については、その事業費が今後5年間で税収総額と基金積立金を上回ることがないように見直しを行うべきである。その際には、産業廃棄物の抑制効果を定量的に把握し、効果的な使途事業に重点化すべきである。特に、県直轄の研究開発や植栽等の一般的な啓発事業など、直接的な効果が明らかでないものについては、使途事業から除外することが適当である。

### <産業廃棄物税の見直し規定について>

上記のとおり、税収と使途事業費について5年間でバランスさせることを踏まえ、5年後には再び検討を行い必要な措置を講ずることが適当である。その際、当調査会で議論された、産業廃棄物の排出抑制、再生利用、減量を一層促進するための軽減税率についても併せて検討されることを提言する。

この答申を受け、奈良県産業廃棄物税  
条例を改正。(5年延長)